

4 調査対象とならなかった事例

平成 26 年度に受け付け、平成 27 年度に調査を継続した苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第 15 条 (5)）

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人から協力が得られず趣旨が特定できないため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 老朽家屋に関する対応